

さいたま都市計画第一種市街地再開発事業の決定（さいたま市決定）

さいたま都市計画大宮駅東口大門町3丁目中地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名称	大宮駅東口大門町3丁目中地区第一種市街地再開発事業					
面積	約0.6ha					
公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	規模		備考
				幅員	延長	
		幹線道路	3・3・75号大宮中央通線	13.5m [27m]	約20m	
		区画街路	3・4・114号氷川緑道西通線	18m [18m]	約90m	[]内は全体幅員、既存道路の拡幅
		区画街路	市道20055号線	3~3.5m [6~7m]	約50m	[]内は全体幅員、既存道路の拡幅
	下水道	公共下水道として整備				
建築物の整備に関する計画	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考 都市再生特別地区の制限内容
	建築面積	延べ面積 (容積対象床面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	約2,200㎡	約40,000㎡ (約36,000㎡)	約6.5/10	約110/10	業務 商業 駐車場	容積率の最高限度 110/10以下 容積率の最低限度 40/10以上 建ぺい率の最高限度 7/10以下 建築面積の最低限度 1,000㎡以上 壁面の位置の制限 2.0m 高さの最高限度 100m
建築敷地の整備に関する計画	建築敷地面積		整備計画			
	約3,400㎡		敷地北側及び南側に、合計約900㎡の広場状空地を確保する。壁面の位置の制限により、敷地内に有効空地を確保し、良好な歩行者環境を整備する。			
住宅建設の目標	—					

「施行区域及び公共施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を決定するものである。